

## 第2号議案

### 市長の退職手当の特例に関する条例の制定について

市長の退職手当の特例に関する条例を別紙のように定める。

令和8年2月17日提出

芦屋市長 高島 峻輔

### 提案理由

市長に支給する退職手当に関し、芦屋市特別職の職員で常勤のものの給与及び旅費に関する条例の特例を定めるため、この条例を制定しようとするもの。

## 市長の退職手当の特例に関する条例

### (趣旨)

第1条 この条例は、市長に支給する退職手当に関し、芦屋市特別職の職員で常勤のものの給与及び旅費に関する条例（昭和43年芦屋市条例第33号。以下「常勤特別職給与等条例」という。）の特例を定めるものとする。

### (退職手当の支給の特例)

第2条 令和8年2月17日に市長の職にあった者に支給する同日を含む任期に係る退職手当については、常勤特別職給与等条例第5条の規定にかかわらず、支給しない。

### 附 則

#### (施行期日)

1 この条例は、公布の日から施行する。

#### (条例の失効)

2 この条例は、この条例の施行に際し現に市長の職にある者が退職した日又は令和9年4月30日のいずれか早い日に限り、この効力を失う。

## 参 照

### 市長の退職手当の特例に関する条例要綱

#### 1 制定の趣旨

市長に支給する退職手当に関し、芦屋市特別職の職員で常勤のものの給与及び旅費に関する条例の特例を定めるため、この条例を制定しようとするもの。

#### 2 制定の内容

令和8年2月17日に市長の職にあった者に支給する同日を含む任期に係る退職手当は、芦屋市特別職の職員で常勤のものの給与及び旅費に関する条例の規定にかかわらず、支給しない。（第2条関係）

#### 3 施行期日等

- (1) 公布の日
- (2) この条例の施行に際し現に市長の職にある者が退職した日又は令和9年4月30日のいずれか早い日に限り、この効力を失う。